

羽保福支第 3567 号
平成 29 年 11 月 9 日

指定障害児通所支援事業者・所
指定障害児相談支援事業者・所 代表者及び管理者 様

羽曳野市保健福祉部福祉支援課長

**同一世帯内に複数の障害児がいる場合の利用者負担上限額管理について
(お願い)**

平素は、羽曳野市の福祉行政にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、同一世帯に障害児通所支援を利用する障害児が複数おり、同一の保護者が通所給付決定を受けている場合は、当該保護者の利用者負担額が負担上限月額を超えないように別紙のとおり利用者負担上限額の管理をしていただくようお願いします。なお、この場合において当該利用者の受給者証に「上限額管理対象者（複数障害児）」と記載されていることを確認してください。

また、同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数いるにも関わらず、受給者証に記載がない場合は、下記担当者にご連絡いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

羽曳野市保健福祉部福祉支援課

制度・事業者指導担当 仲埜、田中

TEL 072-958-1111（内線 1155、1156）

E-MAIL fukushishien@city.habikino.lg.jp

同一世帯内に複数の障害児がいる場合の利用者負担上限額管理について

通所受給者証に「上限額管理対象者（複数障害児）」と記載されていることを確認してください。上限額管理加算の算定は、複数の事業所間で上限管理を行った場合に算定可能となります。上限管理事業所内のみで複数児童間の上限管理調整を行った場合には加算の算定はできません。

また、複数児童の上限額管理において当該加算を算定することができるのは、一人分のみとなります。そのため、最も利用量が多い児童の請求明細書について、上限額管理加算を算定し、これ以外の児童の請求明細書については、上限額管理加算を算定しない形で作成してください。

上限額管理結果票については、国民健康保険団体連合会ではなく、羽曳野市役所福祉支援課にご提出ください。

【参考例】

I ひとつの事業所のみを利用している場合

	利用している事業所
児童 兄	事業所 A
児童 弟	事業所 A

※上限額管理加算の算定はできない。

II 兄弟がそれぞれひとつの事業所のみを利用している場合

	利用している事業所	上限管理事業所
児童 兄	事業所 A	「上限管理者の順序」によって決定
児童 弟	事業所 B	

※上限額管理加算の1人分のみ算定可。

管理結果票は、1人分で利用者負担額を充当する場合は「利用者負担上限額管理結果」欄に①を、充当しない場合（2人以上となる場合）は同項目に③を記載する。

Ⅲ 複数の事業所を利用している場合（共通する事業所あり）

	利用している事業所	上限管理事業所
児童 兄	事業所 A, 事業所 B	事業所 B
児童 弟	事業所 B, 事業所 C	

※上限額管理加算は 1 人分のみ算定可。

管理結果票は、1 人分で利用者負担額を充当する場合は「利用者負担上限額管理結果」欄に①を、充当しない場合（2 人以上となる場合）は同項目に③を記載する。

事業所 B は、事業所 A 及び C の事業所の管理が必要である。

Ⅳ 複数の事業所を利用している場合（共通する事業所なし）

	利用している事業所	上限管理事業所
児童 兄	事業所 A, 事業所 B	「上限管理者の順序」によって決定
児童 弟	事業所 C, 事業所 D	

※上限額管理加算は 1 人分のみ算定可。

管理結果票は、1 人分で利用者負担額を充当する場合は「利用者負担上限額管理結果」欄に①を、充当しない場合（2 人以上となる場合）は同項目に③を記載する。

上限管理事業所は、「上限管理者の順序」によって決定し、兄弟が利用している他の事業所との管理が必要である。

（例）事業所 A が上限管理事業所となる場合、事業所 B、C 及び D との上限管理が必要である。